

計画	防災計画 災害リスクを把握し、災害時の避難等を訓練する			業務継続計画(BCP) 防災計画の避難後に 業務を継続する
	非常災害対策計画	消防計画	避難確保計画	
主な目的	<ul style="list-style-type: none"> ・身体、生命の安全確保 ・物的被害の軽減 			<ul style="list-style-type: none"> ・身体、生命の安全確保に加え、優先的に継続、復旧すべき重要業務の継続または早期復旧
考慮すべき事象	<ul style="list-style-type: none"> ・拠点がある地域で発生することが想定される災害 			<ul style="list-style-type: none"> ・自社の事業中断の原因となり得るあらゆる発生事象
根拠	厚生労働省令 指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準等	消防法	水防法 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 津波防災地域づくりに関する法律	厚生労働省令 指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準等
対象施設等	入所・通所系事業所、小規模多機能型居宅介護、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅（有料該当）	多数の者が出入し、勤務し、又は居住する防火対象物 ※防火対象物でない場合であっても、通所系の事業所等は、「消防計画に準ずる計画」を策定することとされている。	浸水想定区域、土砂災害警戒区域、津波浸水想定内に所在し、市町村が作成する地域防災計画に記載のある要配慮者利用施設（社会福祉施設等）	介護事業所等
対象の災害	想定される全ての災害	火災	風水害、土砂災害	自然災害、感染症
義務	非常災害対策計画の作成。 避難訓練の実施。	消防計画の作成、所轄消防長への提出。 消火、通報、避難の訓練の実施・報告。	避難確保計画の作成、市町村への提出。 避難訓練の実施・報告。	業務継続計画の作成。 研修・訓練(シミュレーション)の実施。 研修・訓練は、入所:年2回以上、通所、訪問:年1回以上(感染症も含む)。
参考	「非常災害対策計画作成・見直しのための手引き_ver2」（令和6年3月） （「高齢者施設における非常災害時における地域ネットワーク構築の促進及び訓練の実効性の確保に関する研究事業」内） https://www.jri.or.jp/2023_saigai/	—	「避難確保計画の作成・活用の手引き」（令和4年3月） https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html	「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」等 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/dougai_00002.html
二次元バーコード		—		

「非常災害対策計画」、「消防計画」、「避難確保計画」は、一体的に作ることが可能。

（「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」（4ページ）の表を当課において加筆）